公　告

諸　事　項

商号登記抹消公告

営業所　岩手県盛岡市中央通一丁目９番11号
商　号　プレイメイト
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月25日　盛岡地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岩手県盛岡市中央通一丁目９番11号
商　号　三一
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月25日　盛岡地方法務局

子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、同法第七条の規定に基づき、次のとおり公告し、方法書、これを要約した書類（以下「要約書」という。）を縦覧に供する。
また、同法第七条の二の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。
なお、方法書について、同法第八条第一項の規定により環境の保全の見地からの意見書を提出することができる。
平成二十七年二月二十五日
国土交通省東北地方整備局長　縄田　正
一　事業者の氏名及び住所
事業者の氏名　国土交通省東北地方整備局長　縄田　正
事業者の住所　宮城県仙台市青葉区二日町九番一五号
二　対象事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　子吉川水系鳥海ダム建設事業
対象事業の種類　ダム新築事業
対象事業の規模　貯水面積約三百十ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）
三　対象事業が実施されるべき区域
秋田県由利本荘市
関係地域の範囲
秋田県由利本荘市、山形県遊佐町
四　方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
縦覧場所
宮城県仙台市青葉区二日町九番一五号
国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課
秋田県由利本荘市桜小路三二番一号
国土交通省東北地方整備局鳥海ダム調査事務所
秋田県秋田市山王一丁目一〇番二九号
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県由利本荘市石脇字田尻二九番地
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所子吉川出張所
秋田県秋田市山王四丁目一番一号
秋田県生活環境部環境管理課
秋田県由利本荘市水林四〇八番地
秋田県由利本荘市由利地域振興局福祉環境部（秋田県由利本荘保健所）
山形県東田川郡三川町大字横山字袖東一九番一号
山形県庄内総合支庁総合案内窓口
秋田県由利本荘市尾崎一七番地
由利本荘市企画調整部総合政策課
秋田県由利本荘市矢島町矢島町二〇番地
由利本荘市矢島総合支所振興課
秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟五〇番地
由利本荘市岩城総合支所振興課
秋田県由利本荘市前郷字前郷八二番地
由利本荘市由利総合支所振興課
秋田県由利本荘市岩谷町字日渡一〇〇番地
由利本荘市大内総合支所振興課
秋田県由利本荘市東由利老方字橋脇一一二番地
由利本荘市東由利総合支所振興課
秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前四〇番六一号
由利本荘市西目総合支所振興課
秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤渋二八番一号
由利本荘市鳥海総合支所振興課
山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地
遊佐町地域生活課
山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田五二番二号
遊佐町生涯学習センター
縦覧期間
平成二十七年二月二十五日から平成二十七年三月二十六日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）※遊佐町生涯学習センターにおいては、平成二十七年二月二十五日から平成二十七年三月二十六日まで。
縦覧時間
国土交通省東北地方整備局総務部総務課
午前九時十五分から午後六時まで
国土交通省東北地方整備局鳥海ダム調査事務所、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所子吉川出張所、秋田県生活環境部環境管理課、秋田県由利地域振興局福祉環境部（秋田県由利本荘保健所）、山形県庄内総合支庁総合案内窓口、由利本荘市企画調整部総合政策課、由利本荘市矢島総合支所振興課、由利本荘市由利総合支所振興課、由利本荘市大内総合支所振興課、由利本荘市東由利総合支所振興課、由利本荘市西目総合支所振興課、由利本荘市鳥海総合支所振興課、遊佐町地域生活課
午前八時三十分から午後五時十五分まで（遊佐町生涯学習センター
午前九時から午後九時三十分まで※ただし、月曜日は午前九時から午後五時まで
六　意見書の提出
法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができる。
七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十七年四月九日まで（持参の場合は四月九日の午後五時十五分まで、郵送の場合は四月九日の消印まで有効）
提出先
秋田県由利本荘市桜小路三二番一号　国土交通省東北地方整備局鳥海ダム調査事務所　調査設計課
意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である方法書の名称
三　方法書についての環境の保全の見地からの意見
意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。
八　説明会の開催を予定する日時及び場所
開催日時
第一回　平成二十七年三月十五日午後六時から
第二回　平成二十七年三月十六日午後七時から
第三回　平成二十七年三月十七日午後七時から
開催場所
第一回　秋田県由利本荘市北裏地五四番一号　由利本荘市ボートプラザアクアパル